

文教委員会資料

所管事務の調査（報告）

「川崎区における市民館機能のあり方(案)について」

平成29年11月22日
教育委員会事務局

川崎区における市民館機能のあり方について(案)～再編整備の方向性～<概要版>

はじめに 川崎市では、社会教育及び生涯学習の拠点として、各区に1館ずつ市民館を設置しており、川崎区においては教育文化会館がその役割を果たしてきた。その教育文化会館も築50年が経過し、老朽化が著しい状況にある。また、平成20年3月に策定された「富士見周辺地区整備基本計画」に基づき、平成29年10月に開館したスポーツ・文化総合センターに大ホール機能が移転し、平成30年4月以降は大ホールを除く市民館機能が教育文化会館に残ることとなる。これらの状況から、今後の川崎区の市民館機能のあり方について方向性をまとめた。

1 現在の教育文化会館を取り巻く状況について

「富士見周辺地区整備基本計画」においては、「教育文化会館の市民館機能と庁舎狭隘など課題のある川崎区役所を基本に複合化を図る。」とされているが、策定から約10年が経過し、現在の教育文化会館を取り巻く状況は、次のとおり変化している。

(1) 建物の老朽化

教育文化会館は築50年が経過し、外壁の剥離の可能性があるためネットをかけ予防対策を施すなど、建築部位・設備とも老朽化が著しい状況にある。

(2) 川崎市スポーツ・文化総合センターの開館

川崎市体育館跡地に、川崎市体育館と教育文化会館の大ホール機能を併せ持ち、スポーツや文化、レクリエーション、コンベンションなどさまざまな活動に対応する複合施設として、平成29年10月1日に開館した。なお、教育文化会館大ホールは、平成30年3月31日をもって閉鎖する。

(3) 富士見中学校の生徒数、学級数の増加

富士見中学校は、この10年間で生徒数が約100名（平成20年608名→平成29年704名）、学級数が2つ（平成20年17学級→平成29年19学級）増加している。学校敷地が狭隘な状況にある富士見中学校のグラウンドの確保については段階的に対応を図ってきたが、生徒数の増加により増築校舎を建設する等、近年の状況変化を踏まえると、教育環境の向上の必要性が一層高まっている。

(4) 川崎区役所移転の緊急性が低下

川崎区役所は、「富士見周辺地区整備基本計画」が策定された当初は、庁舎狭隘などが課題となっていたが、平成23年度に市税部門がかわさき市税事務所に移転し、庁舎狭隘の問題が一定の解消をされたことから、現在は移転の緊急性が低下している。

(5) 県立川崎図書館の移転

現在、神奈川県は、県立川崎図書館の「かながわサイエンスパーク（KSP）」への移転に向けて取組を進めており、現在の県立川崎図書館は平成29年12月に休館し、平成30年5月にKSPで開館することとなっている。

2 川崎区における市民館機能の再編整備について

現在の教育文化会館を取り巻く状況等を踏まえ、川崎区の市民館機能について検討

- (1) 教育文化会館については、建物及び設備の老朽化が著しく、早急に対応を図る必要がある。
- (2) 市民の多種多様な学びの場として、川崎区における市民館機能を維持する必要がある。
- (3) 川崎区役所移転の緊急性の低下により、区役所との複合化での整備について見直す状況にある。
- (4) 教育文化会館の周辺に、市民館として移転活用のできる既存施設があり、既存施設の活用は、単独での改築より経費の節減が可能で効率的である。また、改築する場合に必要な仮施設設置の必要がなくなり、継続的な市民利用が可能となる。
- (5) 現位置での改築でなく移転することにより、その跡地について、教育委員会として長年の懸案である富士見中学校の教育環境の向上に活用する検討が可能となる。

川崎区における市民館機能は、現位置での改築ではなく、既存施設への移転により再編整備を図る。

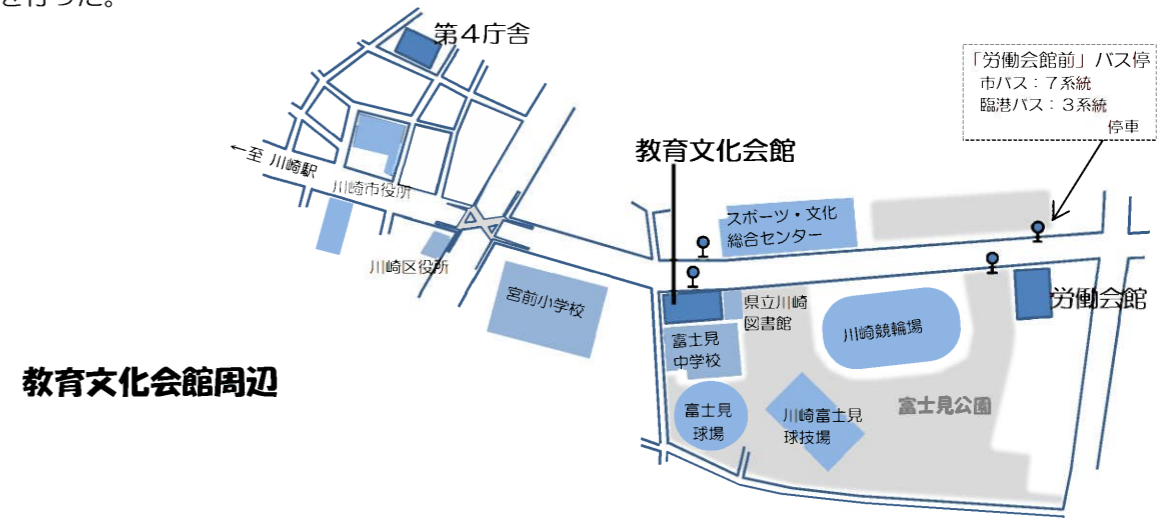
3 川崎区における必要な市民館機能について

教育文化会館や市民館、分館では、社会教育・生涯学習の拠点として、市民の学習や活動の支援、団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくり等を行うとともに、市民の力とまちづくりの向上を図るため、様々な事業を実施している。また、学習活動等の支援のため、会議室・教養室の設置が必要である。教育文化会館の現在の利用状況や他区の市民館の諸室設置状況等を勘案し、再編整備する川崎区の市民館に会議室や教養室を設置する。

川崎区の市民館として、引き続き市民の多様な学びや活動の支援等を行っていくために、社会教育振興事業については、移転後も継続して実施するとともに、現在の利用状況を踏まえて、活動に必要な会議室等の諸室を設置する。

4 既存施設活用による移転先について

既存施設への移転による再編整備を図る方向性に基づき、民間ビルの床借上げや既存の公的施設等を対象に、費用面や施設構造などについて検討。教育文化会館の周辺に位置し、相応の規模を持つ施設として、現位置より川崎駅に近い川崎市役所第4庁舎（以下「第4庁舎」という。）への移転と、バス路線が現位置と同様に利用可能な川崎市立労働会館（以下「労働会館」という。）の1階から3階への移転の可能性について、諸室の配置や費用概算、制約となる法的条件等の調査を行った。



教育文化会館周辺

(1) 調査結果

【第4庁舎】川崎区の市民館として必要な機能は全て移転可能であり、1棟全てを市民館に置き換えられるため、管理が容易であるが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律及び関連法等(以下「風営法」という。)の関連で、近隣事業者等との調整が相当必要となり、実質移転に向けては課題が大きい。

【労働会館】1-3階を市民館、ホール及び4-5階を労働会館として検討したところ、300名規模の会議室機能の設置は難しいが、それ以外の市民館として必要な機能については、移転可能。

(2) 調査結果等を踏まえた移転先について

第4庁舎については、その周辺地域の特性から教育施設を設置する環境として適切とは言えず、また、風営法等の規制による周辺への影響も大きいことから、移転は困難と考える。

労働会館については、300名規模の会議室は設置が難しいものの、300名規模のスペースが社会教育振興事業等で必要な場合、労働会館ホールの利用等も見込める。それ以外の川崎区の市民館として必要な機能は1階から3階まで移転させることが可能。

また、労働会館と市民館が同じ建物に所在することで、それぞれの施設が有する機能の相互活用により施設利用の活性化等が期待でき、市民にとっても活用方法等の幅が広がる可能性もある。

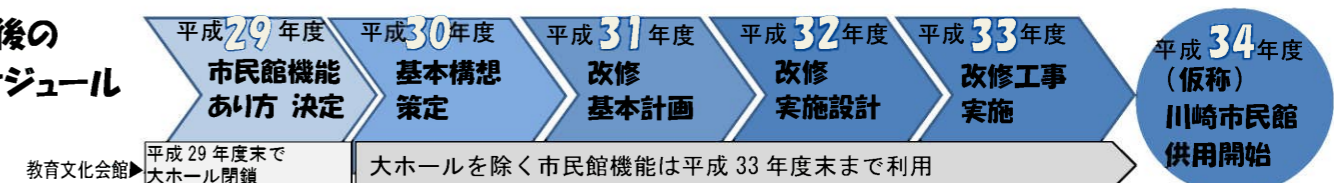
川崎区における市民館機能の再編整備にあたっては、労働会館の一部を改修し、労働会館内に移転する。

5 市民意見の聴取、労働団体・利用団体との調整

本案についてパブリックコメントにより市民意見をいただくほか、再編整備の方向性及び移転先が決定した後、川崎区における市民館が、市民の生涯学習の場となり、利用者等が使いやすく、また、利用者間の交流が生まれるような施設となるよう、市民参加のワークショップ等を実施し、基本構想を策定していく。

また、労働団体や利用団体からの理解を得ることは重要であるため、引き続き調整を行う。

6 今後のスケジュール



川崎区における市民館機能のあり方について（案）

～再編整備の方向性～

平成 29（2017）年 11 月

川崎市教育委員会

目次

はじめに	1
1 現在の教育文化会館を取り巻く状況について	1
2 川崎区における市民館機能の再編整備について	2
3 川崎区における必要な市民館機能について	2
(1) 社会教育振興事業	2
(2) 会議室・教養室等	2
4 既存施設活用による移転先について	3
(1) 調査結果	4
(2) 調査結果等を踏まえた移転先について	4
5 市民意見の聴取、労働団体・利用団体との調整	5
6 今後のスケジュール	5
参考資料	6
※1 教育文化会館の沿革等	
※2 教育文化会館における社会教育振興事業	
※3 教育文化会館における施設及び利用状況	
※4 労働会館における施設及び利用状況	

はじめに

川崎市では、社会教育及び生涯学習の拠点として、各区に1館ずつ市民館を設置していますが、川崎区においては、教育文化会館がその役割を果たしてきました。この教育文化会館も今年築50年が経過し、建築部位・設備とも老朽化が著しい状況にあります。

また、教育文化会館が位置する富士見周辺地区は、平成20年3月策定の「富士見周辺地区整備基本計画」に基づき事業が進められ、今年10月1日に開館した川崎市スポーツ・文化総合センター（カルツかわさき）に教育文化会館の大ホール機能が移転し、平成30年4月以降は大ホールを除く市民館機能が教育文化会館に残ることとなります。

これらの状況から、今後の川崎区における市民館機能のあり方について検討し、方向性をまとめました。

1 現在の教育文化会館を取り巻く状況について

教育文化会館は、昭和42年4月に産業文化会館として設置され、その後、市内における関係施設の整備状況に応じて、その役割を見直しながら現在に至っています（※1）。

平成20年3月に策定された富士見周辺地区整備基本計画においては、「(教育文化会館の)大ホール機能は、改築後の体育館（現スポーツ・文化総合センター）に機能移転すること、会議室、学習室等の市民館機能は現位置で改築することを基本」とされ、「立地の良さを活用し、教育文化会館の市民館機能と、庁舎狭隘など課題のある川崎区役所を基本に複合化を図る」とされています。この基本計画策定から約10年が経過し、現在の教育文化会館を取り巻く状況は、次のとおり変化しています。

(1) 建物の老朽化

教育文化会館は築50年が経過し、外壁の剥離の可能性があるためネットをかけ予防対策を施すなど、建築部位・設備とも老朽化が著しい状況にあります。

(2) 川崎市スポーツ・文化総合センターの開館

川崎市体育館跡地に、川崎市体育館と教育文化会館の大ホール機能を併せ持ち、スポーツや文化、レクリエーション、コンベンションなどさまざまな活動に対応する複合施設として、平成29年10月1日に開館しました。教育文化会館大ホールは、平成30年3月31日をもって閉鎖します。

(3) 富士見中学校の生徒数、学級数の増加

富士見中学校は、この10年間で生徒数が約100名（平成20年608名→平成29年704名）、学級数が2つ（平成20年17学級→平成29年19学級）増加しています。

学校敷地が狭隘な状況にある富士見中学校のグラウンドの確保については段階的に対応を図ってきましたが、生徒数の増加により増築校舎を建設するなど、近年の状況変化を踏まえると、教育環境の向上の必要性が一層高まっています。

(4) 川崎区役所移転の緊急性が低下

川崎区役所は、富士見周辺地区整備基本計画が策定された当初は、庁舎狭隘などが課題となっていました。平成23年度に市税部門がかわさき市税事務所に移転し、庁舎狭隘の問題が一定の解消をされたことから、現在は移転の緊急性が低下しています。

(5) 県立川崎図書館の移転

教育文化会館に隣接している県立川崎図書館は、現在、「かながわサイエンスパーク（K

SP)」への移転に向けて取組を進めており、現在の県立川崎図書館は平成29年12月に休館し、平成30年5月にKSPで開館することになっています。

2 川崎区における市民館機能の再編整備について

1で述べた現在の教育文化会館を取り巻く状況等を踏まえ、次のとおり川崎区における市民館機能の再編整備を図ることとします。

川崎区における市民館機能は、現位置での改築ではなく、既存施設への移転により再編整備を図ります。

この方向性を定めるにあたっての主な理由については、次のとおりです。

- (1) 教育文化会館は建物及び設備の老朽化が著しく、早急に対応を図る必要がある。
- (2) 市民の多種多様な学びの場として、川崎区における市民館機能を維持する必要がある。
- (3) 川崎区役所移転の緊急性の低下により、区役所との複合化での整備について見直す状況にある。
- (4) 教育文化会館の周辺に、市民館として移転活用のできる既存施設があり、既存施設の活用は、単独での改築より経費の節減が可能で効率的である。また、改築する場合に必要となる仮設施設設置の必要がなくなり、継続的な市民利用が可能となる。
- (5) 現位置での改築ではなく移転することにより、その跡地について、教育委員会として長年の懸案である富士見中学校の教育環境の向上に活用する検討が可能となる。

3 川崎区における必要な市民館機能について

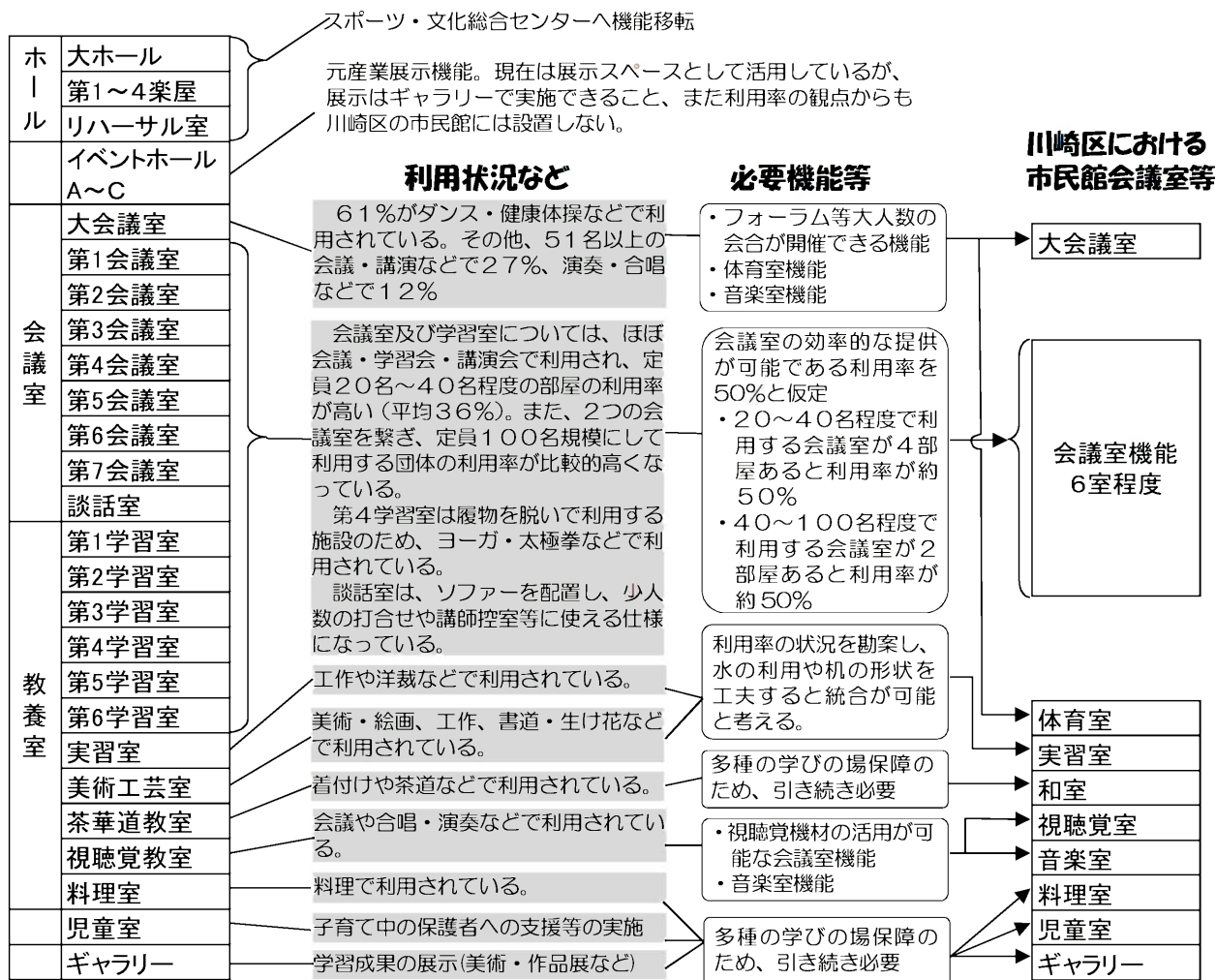
(1) 社会教育振興事業

教育文化会館・市民館・分館では、市民の学習や活動の支援、社会教育に係る団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行うとともに、学習の成果や地域の人材資源の活用を図り、市民の力とまちづくりの向上を図るため、様々な事業を実施しています(※2)。川崎区における社会教育及び生涯学習の拠点として、市民の学習や活動の支援等のために、市民館機能の移転後も、引き続き、社会教育振興事業を実施していく必要があります。

(2) 会議室・教養室等

市民の多種多様な学びや活動を支援するためには、会議室及び教養室の設置が必要です。現在、川崎区の市民館としての役割を果たしている教育文化会館は、昭和42年に、産業展示場や博物館・美術展示場の機能を併せ持った産業文化会館として設置された経緯から、他区の市民館に比べ会議室・教養室等の種類が異なり、諸室の数も他区の市民館に比べ多くなっています(※3)。また、教育文化会館の他に、大師地区及び田島地区に分館が設置されていることも、川崎区の特徴となっています。

教育文化会館の現在の利用状況や他区の市民館の諸室配置状況等を勘案すると、再編整備する川崎区の市民館には、次のような会議室や教養室が必要となります。

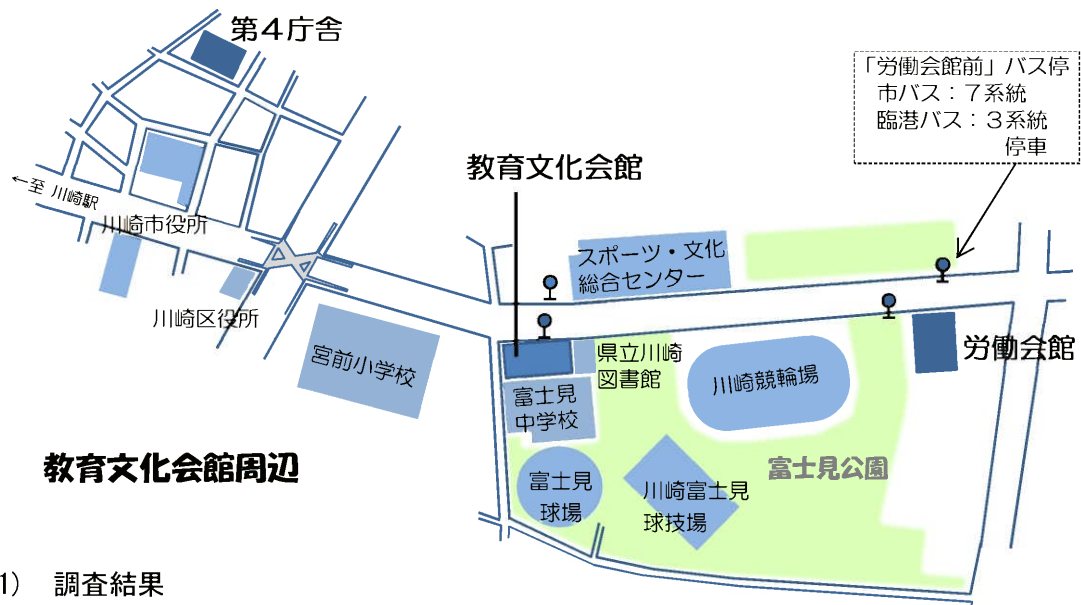


このほか、生涯学習情報の提供機能や利用者間の交流機能などが必要と考えます。生涯学習が推進され、かつ利用者にとって使いやすい施設とするため、諸室機能以外の機能についても検討していきます。

川崎区の市民館として、引き続き市民の多様な学びや活動の支援等を行っていくために、社会教育振興事業については、移転後も継続して実施するとともに、現在の利用状況を踏まえて、活動に必要な会議室等の諸室を設置します。

4 既存施設活用による移転先について

既存施設への移転により再編整備を図る方向性にに基づき、民間ビルの床借上げ、既存の公的施設等を対象に、費用面や施設構造などについて勘案した結果、教育文化会館の周辺に位置し、相応の規模を持つ施設を移転先候補とし、現位置より川崎駅に近い川崎市役所第4庁舎(以下「第4庁舎」という。)への移転と、バス路線が現位置と同様に利用可能な川崎市立労働会館(以下「労働会館」という。)(※4)の1階から3階への移転の可能性について、諸室の配置や費用概算、制約となる法的条件等について調査を行いました。



(1) 調査結果

【第4庁舎】

川崎区の市民館として必要な機能は全て移転可能であり、1棟全てを市民館に置き換えられるため管理が容易であるが、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下「風営法」という。）及び関係法等の関連で、近隣の事業者等との調整が相当必要となり、実質移転に向けては課題が大きい。

【労働会館】

1階から3階までを市民館、ホール及び4階から5階までを労働会館として検討したところ、300名規模の会議室機能の設置は困難であるが、それ以外の市民館として必要な機能については、労働会館の1階から3階までに移転させることができる。

<風営法及び関係法等 移転に影響する法律>

風営法第28条第1項により、店舗型風俗特殊営業は、都道府県の条例で定める施設の敷地周囲二百メートルの区域内においては、これを営んではならない(適用前に営業している店舗は除く)こととなり、神奈川県風営法施行条例第10条第1項第3号において、公民館は適用施設となっている。

また、平成26年10月に警察庁生活安全局長からの「風営法等の解釈運用基準について(通達)」によると、適用前に営業している店舗についても店舗内の修繕や模様替え等に相当な制限がかかる等、公民館である市民館が第4庁舎に移転することで事業者へ相当の規制がかかることになる。

(2) 調査結果等を踏まえた移転先について

第4庁舎については、その周辺地域の特性から教育施設を設置する環境として適切とは言いがたく、また、風営法及び関係法等の規制による周辺事業者への影響も大きいことから、移転は困難と考えます。

労働会館については、300名規模の会議室は設置が難しいものの、300名規模のスペースが社会教育振興事業等で必要な場合、労働会館ホールの利用等が見込めます。それ以外の川崎区における市民館として必要な機能は、1階から3階まで移転させることができます。また、労働会館と市民館が同じ建物に所在することにより、それぞれの施設が有する機能の相互活用による施設利用の活性化等が期待でき、市民にとって活用方法等の幅が広がる可能性もあると考えます。

よって、移転先は、次のとおりとします。

川崎区における市民館機能の再編整備にあたっては、労働会館の一部を改修し、労働会館内に移転します。

5 市民意見の聴取、労働団体・利用団体との調整

今回のパブリックコメントにより市民意見をいただくほか、再編整備の方向性及び移転先が決定した後は、川崎区における市民館が、市民の生涯学習推進の場となり、利用者等が使いやすく、また、利用者間の交流が生まれるような施設となるよう、市民参加のワークショップ等を開催し、基本構想を策定していきます。

また、労働会館を利用する労働団体や、教育文化会館の利用団体から理解を得ることは重要と考えているため、引き続き説明や調整を行っていきます。

6 今後のスケジュール

今回のパブリックコメント等により市民意見をいただいた後、平成29年度内に「川崎区における市民館機能のあり方について」を決定することとします。

平成30年度には、教育文化会館や労働会館の利用者等の参加により、(仮称)川崎市民館に係る基本構想を作成し、最短で平成34年度の供用開始を目指します。

教育文化会館の大ホールを除く市民館機能については、(仮称)川崎市民館が供用開始となるまでの間、引き続き利用します。

平成29年度	「川崎区における市民館機能のあり方について」決定
平成30年度	(仮称)川崎市民館基本構想の策定
平成31年度	改修のための基本計画の作成
平成32年度	改修のための実施設計の作成
平成33年度	改修工事の実施
平成34年度	(仮称)川崎市民館の供用開始

参考資料

※1 教育文化会館の沿革等

教育文化会館は、昭和42年4月に産業文化会館として設置され、その後、市内における関係施設の整備状況に応じて、その役割を見直しながら現在に至っています。

- ・昭和42年 産業文化会館として川崎公民館跡地に開館
設置目的：市民の産業、文化の振興と福祉の増進に寄与すること
(川崎市産業文化会館条例第1条)
施設概要：集会施設・教養施設の他、博物館・美術展示場・産業展示場の機能を持ち合わせていた。
- ・昭和63年 産業振興会館設置に伴い産業展示場を移設
- ・平成元年 市民ミュージアム設置に伴い美術展示場等機能を閉鎖
1階にあった産業展示場跡にイベントホール、情報コーナー及び市民ギャラリーを設置するための改修工事、また、4階にあった博物館・美術展示室跡に美術工芸室・学習室等を設置するための改修工事に着工
- ・平成2年 工事終了、名称を教育文化会館に改める。
設置目的：市民の教育及び文化の振興並びに福祉の増進に寄与すること。
(川崎市教育文化会館条例第1条)
- ・平成4年10月 田島地区に教育文化会館田島分館を設置
- ・平成7年11月 大師地区に教育文化会館大師分館を設置
- ・平成20年3月 「富士見周辺地区整備基本計画」において今後の整備の方向性が示される。
- ・平成29年10月 スポーツ・文化総合センター開館（10月1日）
- ・平成30年 3月 スポーツ・文化総合センターへの大ホール機能の移転に伴い、大ホールを閉鎖

※2 教育文化会館における社会教育振興事業

教育文化会館・市民館・分館では、市民の学習や活動の支援、社会教育に係る団体やボランティアの育成、市民のネットワークづくりなどを行うとともに、学習の成果や地域の人材資源の活用を図り、市民の力とまちづくり力の向上を図るため、様々な事業を実施しています。教育文化会館においては、次の事業を実施しています（平成28年度実績）。

ア 社会参加・共生推進学習事業

社会参加の機会が少ない市民を対象とした社会参加を促進するための支援学習の実施
＜具体的事業＞識字学習活動、識字ボランティア研修、社会人学級、障がい者社会参加学習活動

イ 市民自治基礎学習事業

平和・人権、環境や男女共同など、現代社会において市民生活を営む上で普遍的な課題を解決するための学習機会の提供や、子育て期に必要となる諸課題に関する継続的な学習の実施

＜具体的事業＞平和・人権学習、男女平等推進学習、家庭・地域教育学級、家庭教育推進事業 など

ウ 市民学習・市民活動活性化学習事業

地域課題や生活課題の解決に向け、市民が自分たちで企画提案し、市民館等と「協働」

で学びの場を創る事業や、各種団体のエンパワーメントに資するため、生涯学習的側面から支援する事業の実施

＜具体的事業＞市民自主学級、市民自主企画事業、市民エンパワーメント事業、学習情報提供 など

エ 市民・行政協働・ネットワーク学習事業

市民・学校・区役所・市民館等が連携・協力し学習活動を発展させたり、学習に関わる情報や人などのネットワークづくりを進め、生涯学習活動や市民活動等を支援

＜具体的事業＞行政区地域教育会議、生涯学習推進会議、地域学習・文化団体連携推進事業 など

オ 現代的課題対応学習事業

地域が抱える緊急の課題に的確に応えることを目指し実施する事業

＜具体的事業＞シニアの社会参加支援事業

※3 教育文化会館における施設及び利用状況

教育文化会館は、産業展示場や博物館・美術館の機能を併せ持った産業文化会館として設置された経緯から、会議室の数や教養室の種類が他の市民館とは異なっています。

教育文化会館

	施設名	面積㎡	定員	利用率
ホール	大ホール	1,412.5	1,961	74.7
	第1楽屋	45.1	10	47.6
	第2楽屋	94.7	20	45.3
	第3楽屋	94.4	20	41.6
	第4楽屋	8.84	2	29.3
	リハーサル室	78.9	30	36.8
イベントホール	イベントホールA	92.5	70	2.2
	イベントホールB	92.5	70	1.0
	イベントホールC	92.5	70	0.2
会議室	大会議室	470.6	300	71.9
	第1会議室	75.2	36	52.6
	第2会議室	75.2	36	47.6
	第3会議室	66.7	24	58.8
	第4会議室	68.3	52	10.8
	第5会議室	68.3	52	9.6
	第6会議室	68.3	52	10.5
	第7会議室	68.3	52	8.1
	談話室	70.4	16	27.3

	施設名	面積㎡	定員	利用率
教養室	第1学習室	69.4	36	25.6
	第2学習室	69.4	36	12.2
	第3学習室	69.4	36	18.3
	第4学習室	58.9	24	32.7
	第5学習室	68.3	42	38.9
	第6学習室	68.3	42	26.4
	実習室	66.3	36	14.7
	美術工芸室	90.5	30	19.7
	茶華道教室	59.8	30	15.7
	視聴覚教室	112.7	48	50.3
	料理室	118.1	42	18.2
	児童室	47		20.6
ギャラリー	108.8		33.9	

【参考】 中原市民館施設概要（平成21年4月改築移転）

	施設名	面積㎡	定員		施設名	面積㎡	定員
会議室	多目的ホール(大会議室機能)	291	375	教養室	実習室	92	42
	第1会議室	60	36		和室	36	14
	第2会議室	55	36		視聴覚教室	86	60
	第3会議室	47	24		料理室	82	36
	第4会議室	45	24		体育室	127	60
	第5会議室	44	24		児童室	53	25
	第6会議室	30	14		ギャラリー	84	—
				グループ室	42	18	

※4 労働会館における施設及び利用状況

労働会館は、労働組合その他諸団体の健全な発達をはかり、福利厚生を提供することで、働く市民の勤労意欲の向上に資することを目的とした施設です。館内に会議室や教養室を設置するほか、労働関係の貴重な資料や専門と書をそろえた労働資料室を備え、また、働く市民のキャリアアップ・自己啓発を目指した「労働学校」や「資格取得準備講座」などを実施しています。

労働会館

	施設名	面積㎡	定員	利用率		施設名	面積㎡	定員	利用率
ホール	ホール	954.8	762	53.4	3階	工芸教室	49.0	30	32.4
	第1楽屋	9.3	2	24.9		洋裁手芸教室	59.0	30	13.3
	第2楽屋	9.2	2	20.5		茶室	13.2	26	6.1
	第3楽屋	25.3	15	28.0		華道和裁教室	19.8	24	10.0
	第4楽屋	25.7	20	23.3		第1研修室	74.0	40	47.0
	第5楽屋	5.5	2	15.4		第2研修室	75.0	40	57.6
						第3研修室	74.0	40	40.1
1階	和室1	16.5	20	15.4	音楽室	68.1	40	80.0	
	和室2	16.5	20	13.6	4階	特別会議室	162.0	56	4.5
	館内広場	78.0	—	12.0		控え室1	32.0	10	1.6
2階	第1交流室	144.4	110	9.7		控え室2	19.0	5	0.9
	第2交流室	100.3	60	4.0		第1会議室	76.0	20	25.5
	第3交流室	100.0	60	15.2		第2会議室	75.0	40	47.6
	第4交流室	39.3	20	6.4		第3会議室	148.0	100	44.0
	第5交流室	35.3	20	4.5		第4会議室	37.0	15	53.2
	第6交流室	48.6	30	4.9	第5会議室	37.0	10	34.1	
				5階	健康管理室	60.0	10	40.9	

川崎区における市民館機能について（案）

～再編整備の方向性～

平成29（2017）年11月

川崎市教育委員会

事務局 川崎市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課

川崎市川崎区宮本町6

電 話：044-200-3303

FAX：044-200-3950



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

川崎区における市民館機能のあり方について（案）～再編整備の方向性～ に対する意見募集について

川崎市では、社会教育及び生涯学習の拠点として、各区に1館ずつ市民館を設置していますが、川崎区においては、教育文化会館がその役割を果たしてきました。この教育文化会館も今年築50年が経過し、建築部位・設備とも老朽化が著しい状況にあります。

また、教育文化会館が位置する富士見周辺地区は、平成20年3月策定の「富士見周辺地区整備基本計画」に基づき事業が進められ、今年10月1日に開館した川崎市スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）に教育文化会館の大ホール機能が移転し、平成30年4月以降は大ホールを除く市民館機能が教育文化会館に残ることとなります。

これらの状況から、今後の川崎区における市民館機能のあり方について検討し、方向性をまとめましたので、市民の皆様から意見を募集いたします。

1 意見募集期間

平成29年11月24日（金）～平成29年12月25日（月）

※郵送の場合は当日消印有効です。

2 資料の閲覧場所

- (1) 各区役所（市政情報コーナー）
- (2) かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）
- (3) 川崎市立図書館（分館を除く）
- (4) 教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進課（明治安田生命川崎ビル3階）

※川崎市ホームページからも御覧いただけます。

3 意見書の提出方法

御意見、住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先を明記の上、次の方法により、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課に御意見をお寄せください。

- (1) 電子メール（ホームページ上のフォームメール）

川崎市ホームページの「意見公募（パブリックコメント）」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールを御利用ください。

- (2) 郵送・持参

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地（明治安田生命川崎ビル3階）

川崎市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進課 宛て

- (3) ファックス

ファックス番号 044-200-3950

4 その他

- (1) 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的には使用せず、適切に管理いたします。
- (2) お寄せいただいた御意見は、個人情報を除き類似の内容を整理又は要約した上で、御意見とそれに対する本市の考え方を取りまとめてホームページ上で公表する予定です。
- (3) お寄せいただいた御意見に対する直接の回答はいたしませんので御了承ください。

5 問合せ先

川崎市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進課

電話044-200-3303